

鹿 児 島 県 公 報

平成29年 4 月 11 日 (火) 第3304号



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番 1 号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

- 森林病虫害等防除法の規定に基づく駆除命令 (2件) (森づくり推進課取扱い) 1
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定 (3件) (障害福祉課取扱い) 4
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の更新 (2件) (障害福祉課取扱い) 5
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の変更事項の届出 (障害福祉課取扱い) 5
- 県営土地改良事業の計画の決定 (13件) (農地整備課取扱い) 6
- 県営土地改良事業の計画の変更 (農地整備課取扱い) 10
- 地籍調査の成果の認証 (農地保全課取扱い) 10
- 公共測量の終了 (監理課取扱い) 10
- 都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課取扱い) 10
- 都市計画特別用途地区の変更に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課取扱い) 11
- 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の廃止 (鹿児島地域振興局取扱い) 11
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (2件) (鹿児島地域振興局取扱い) 11
(南薩地域振興局取扱い) 11
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止 (始良・伊佐地域振興局取扱い) 12
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (大島支庁取扱い) 12
- 開発行為に関する工事の完了公告 (建築課取扱い) 12
- 鹿児島県職員採用試験公告 (総務課取扱い) 12
- 遊技機の型式の検定の告示 (生活安全企画課取扱い) 16

告 示

鹿児島県告示第524号

森林病虫害等防除法 (昭和25年法律第53号) 第5条第1項の規定により、次のとおり森林病虫害等の駆除命令をする予定である。

平成29年 4 月 11 日

鹿児島県知事 三反園訓

1 区域及び期間

(1) 区域

鹿児島市, 阿久根市, 指宿市, 日置市, 志布志市, 南九州市, 大崎町, 東串良町及び南

種子町の区域内に存する松林のうち次の区域（「次」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課並びに関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

(2) 期間

平成29年5月9日から同年6月28日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木に航空機からの薬剤散布による防除を実施すること。

4 命令しようとする理由

1の(1)の区域の松林及びその周辺の松林における過去の松くい虫の被害の状況からみて、3に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、同区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため

5 その他

(1) 3に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従って行うこと。

(2) 3に掲げる措置を行った者は、平成29年7月10日（月）までに、森林病虫害等駆除実施届出書（別記様式）を、知事に提出しなければならない。

(3) 知事は、森林病虫害等駆除実施届出書の提出があったときは、当該届出者が3に掲げる措置を行ったかどうかを確認して損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

(4) 知事は、3に掲げる措置を行うべき樹木を所有し、又は管理する者が1の(2)の期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。

(5) 知事は、(4)に掲げる措置を行った場合において、その費用の額が3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償金の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することができる。

(6) 1の(1)の区域内において森林、樹木、指定種苗又は伐採木等を所有し、又は管理する者は、この告示の日から2週間以内に、理由を記載した書面をもって知事に不服を申し出ることができる。

(別記様式)

年 月 日

鹿児島県知事 殿

届出人 住所

氏名

印

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

森林病虫害等駆除実施届出書

森林病虫害等防除法施行細則第1条の規定により、次のとおり届け出ます。

命ぜられた措置の内容	森林（伐採跡地を含む。）の面積	樹木若しくは伐採木等の本数又は伐採跡地の根株数	樹木又は伐採木等の材積		
	ヘクタール	本又は株	立方メートル		
実施地区又は場所	実施期間	実施に要した費用			
		種別	数量	単価	金額
	年 月 日から 年 月 日まで	人 夫	人	円	円
		薬 剤	リットル	円	円
		その他			円
		計			円

注 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。

鹿児島県告示第525号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定により、次のとおり森林病虫害等の駆除命令をする予定である。

平成29年4月11日

鹿児島県知事 三反園訓

1 区域及び期間

(1) 区域

指宿市，西之表市，薩摩川内市，日置市，いちき串木野市，南さつま市，志布志市，南九州市，大崎町，東串良町及び屋久島町の区域内に存する松林のうち次の区域（「次」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課並びに関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

(2) 期間

平成29年5月9日から同年6月28日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木に地上からの薬剤散布による防除を実施すること。

4 命令しようとする理由

1の(1)の区域の松林及びその周辺の松林における過去の松くい虫の被害の状況からみて、3に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、同区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため

5 その他

(1) 3に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従って行うこと。

(2) 3に掲げる措置を行った者は、平成29年7月10日（月）までに、森林病虫害等駆除実施届出書（別記様式）を、知事に提出しなければならない。

(3) 知事は、森林病虫害等駆除実施届出書の提出があつたときは、当該届出者が3に掲げる

措置を行ったかどうかを確認して損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

- (4) 知事は、3に掲げる措置を行うべき樹木を所有し、又は管理する者が1の(2)の期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。
- (5) 知事は、(4)に掲げる措置を行った場合において、その費用の額が3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償金の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。
- (6) 1の(1)の区域内において森林、樹木、指定種苗又は伐採木等を所有し、又は管理する者は、この告示の日から2週間以内に、理由を記載した書面をもって知事に不服を申し出ることができる。

(別記様式)

年 月 日

鹿児島県知事 殿

届出人 住所

氏名

印

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

森林病虫害等駆除実施届出書

森林病虫害等防除法施行細則第1条の規定により、次のとおり届け出ます。

命ぜられた措置の内容	森林（伐採跡地を含む。）の面積 ヘクタール	樹木若しくは伐採木等の本数又は伐採跡地の根株数		樹木又は伐採木等の材積		
		本又は株	立方メートル			
実施地区又は場所	実施期間 年 月 日から 年 月 日まで	実施に要した費用				
		種別	数量	単価	金額	
		人夫	人	円	円	
		薬剤	リットル	円	円	
		その他			円	
		計			円	

注 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。

鹿児島県告示第526号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

平成29年4月11日

鹿児島県知事 三反園訓

病院又は診療所		指定年月日	自立支援医療の種類
名称	所在地		
霧島市立医師会医療センター	霧島市隼人町松永3320番地	平成29年4月1日	精神通院医療
くらのメンタルクリニック	鹿児島市東谷山六丁目37番1号	平成29年4月1日	精神通院医療

鹿児島県告示第527号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

平成29年4月11日

鹿児島県知事 三反園訓

薬 局		指定年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
スマイル薬局出水店	出水市六月田町363番地	平成29年 4月1日	精神通院医療
ひまわり薬局	霧島市国分野口東1157番地2	平成29年 4月1日	精神通院医療

鹿児島県告示第528号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

平成29年4月11日

鹿児島県知事 三反園訓

指定訪問看護事業者，指定居 宅サービス事業者又は指定介 護予防サービス事業者		事 業 所		指定年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地		
合同会社ケア サークル長島	出水郡長島町 指江82番地13	ナガシマ訪問 看護ステーシ ョン	出水郡長島町 指江82番地13	平成29年 4月1日	精神通院医療

鹿児島県告示第529号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

平成29年4月11日

鹿児島県知事 三反園訓

病 院 又 は 診 療 所		更新年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
福山医院	大島郡和泊町和泊96-5	平成29年 4月1日	精神通院医療

鹿児島県告示第530号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

平成29年4月11日

鹿児島県知事 三反園訓

薬 局		更新年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
しあわせ調剤薬局	鹿児島市西伊敷三丁目18-6	平成29年 4月1日	精神通院医療
しあわせ調剤薬局緑ヶ丘店	鹿児島市緑ヶ丘町7番9号	平成29年 4月1日	精神通院医療
まさご五大薬局	鹿児島市真砂町34番3号	平成29年 4月1日	精神通院医療
指宿薬剤師会薬局	指宿市十二町4224番地	平成29年 4月1日	精神通院医療

鹿児島県告示第531号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第

64条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり変更があった旨の届出があった。
平成29年4月11日

医療機関の名称及び所在地	変更事項	変 更 内 容		自立支援医療 の種類
		変 更 前	変 更 後	
厚地リハビリテーション病院 鹿児島市照国町13番37号	所在地	鹿児島市東郡 元町11-6	鹿児島市照国 町13番37号	精神通院医療
あおい薬局 曾於市末吉町二之方2128番 地	名称	株式会社あお い薬局	あおい薬局	精神通院医療

鹿児島県告示第532号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、土地改良事業県営農地整備（畑地帯担い手支援型）（農業用排水施設整備）第三あやまる地区の計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

平成29年4月11日

鹿児島県知事 三反園訓

- 縦覧書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 縦覧期間
平成29年4月12日から同年5月12日まで
- 縦覧場所
奄美市笠利総合支所地域農政課

鹿児島県告示第533号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、土地改良事業県営排水施設等整備（農業用排水施設整備）始良地区の計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

平成29年4月11日

鹿児島県知事 三反園訓

- 縦覧書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 縦覧期間
平成29年4月12日から同年5月12日まで
- 縦覧場所
始良市役所耕地課

鹿児島県告示第534号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、土地改良事業県営水利施設整備（基幹水利施設保全型）（農業用排水施設整備）田布尾地区の計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

平成29年4月11日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 縦覧書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成29年4月12日から同年5月12日まで
- 3 縦覧場所
肝付町役場農業振興課

鹿児島県告示第535号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により，土地改良事業県営農地環境整備（農用地保全及び区画整理）熊野地区の計画を定めたので，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお，この決定に不服のある者は，縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に，鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

平成29年4月11日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 縦覧書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成29年4月12日から同年5月12日まで
- 3 縦覧場所
中種子町役場農地整備課

鹿児島県告示第536号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により，土地改良事業県営農地環境整備（農業用排水施設整備，農道整備及び農用地保全）嘉渡地区の計画を定めたので，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお，この決定に不服のある者は，縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に，鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

平成29年4月11日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 縦覧書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成29年4月12日から同年5月12日まで
- 3 縦覧場所
龍郷町役場農林水産課

鹿児島県告示第537号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により，土地改良事業県営農地整備（畑地帯担い手支援型）（農業用排水施設整備及び農道整備）西部地区の計画を定めたので，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお，この決定に不服のある者は，縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に，鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

平成29年4月11日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 縦覧書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成29年4月12日から同年5月12日まで
- 3 縦覧場所

伊仙町役場耕地課

鹿児島県告示第538号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により，土地改良事業県営農地整備（畑地帯担い手支援型）（農業用排水施設整備及び土層改良）外俣地区の計画を定めたので，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお，この決定に不服のある者は，縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に，鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

平成29年 4 月 11 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 縦覧書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成29年 4 月 12 日から同年 5 月 12 日まで
- 3 縦覧場所
和泊町役場耕地課

鹿児島県告示第539号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により，土地改良事業県営農地整備（畑地帯担い手支援型）（農業用排水施設整備及び土層改良）朝知野地区の計画を定めたので，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお，この決定に不服のある者は，縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に，鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

平成29年 4 月 11 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 縦覧書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成29年 4 月 12 日から同年 5 月 12 日まで
- 3 縦覧場所
和泊町役場耕地課

鹿児島県告示第540号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により，土地改良事業県営中山間地域総合整備（一般型）（農業用排水施設整備及び農道整備）知名地区の計画を定めたので，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお，この決定に不服のある者は，縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に，鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

平成29年 4 月 11 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 縦覧書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成29年 4 月 12 日から同年 5 月 12 日まで
- 3 縦覧場所
知名町役場耕地課

鹿児島県告示第541号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により，土地改良事業県営農地整備（畑地帯担い手育成型）（農業用排水施設整備，農道整備及び区画整理）第二田皆地区の

計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

平成29年4月11日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 縦覧書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成29年4月12日から同年5月12日まで
- 3 縦覧場所
知名町役場耕地課

鹿児島県告示第542号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、土地改良事業県営農地整備（畑地帯担い手支援型）（農業用排水施設整備、農道整備、区画整理及び土層改良）那間南地区の計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

平成29年4月11日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 縦覧書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成29年4月12日から同年5月12日まで
- 3 縦覧場所
与論町役場産業振興課

鹿児島県告示第543号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、土地改良事業県営農地整備（畑地帯担い手支援型）（農業用排水施設整備及び区画整理）朝戸地区の計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

平成29年4月11日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 縦覧書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成29年4月12日から同年5月12日まで
- 3 縦覧場所
与論町役場産業振興課

鹿児島県告示第544号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、土地改良事業県営農地整備（畑地帯担い手支援型）（農道整備及び土層改良）那間北地区の計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

平成29年4月11日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 縦覧書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成29年 4 月 12 日から同年 5 月 12 日まで
- 3 縦覧場所
与論町役場産業振興課

鹿児島県告示第545号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により，土地改良事業県営農地整備（畑地帯担い手育成型）（旧：畑地帯総合整備）（区画整理）第一面縄地区の計画を変更したので，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお，この決定に不服のある者は，縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に，鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

平成29年 4 月 11 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 縦覧書類の名称
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成29年 4 月 12 日から同年 5 月 12 日まで
- 3 縦覧場所
伊仙町役場耕地課

鹿児島県告示第546号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により，次のとおり国土調査（地籍調査）の成果を認証した。

平成29年 4 月 11 日

鹿児島県知事 三反園訓

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
肝付町	平成26年 9 月 8 日から 平成28年 3 月 29 日まで	地籍図及び地籍簿	肝付町野崎及び波見の各一部	平成29年 3 月 27 日
肝付町	平成26年 9 月 8 日から 平成28年 2 月 8 日まで	地籍図及び地籍簿	肝付町波見の一部	平成29年 3 月 27 日
天城町	平成26年 6 月 25 日から 平成28年 3 月 14 日まで	地籍図及び地籍簿	天城町平土野の全部	平成29年 3 月 27 日
伊仙町	平成26年 7 月 22 日から 平成28年 3 月 5 日まで	地籍図及び地籍簿	伊仙町伊仙の一部	平成29年 3 月 27 日

鹿児島県告示第547号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により，大隅地域振興局長から平成28年 9 月 16 日鹿児島県告示第878号で告示した公共測量の実施は，平成29年 3 月 15 日終了した旨の通知があった。

平成29年 4 月 11 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第548号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により薩摩川内市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので，同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により，次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成29年 4 月 11 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 都市計画の種類
薩摩川内都市計画用途地域
- 2 関係図書の縦覧場所
鹿児島県土木部都市計画課

鹿児島県告示第549号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により薩摩川内市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成29年4月11日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 都市計画の種類及び名称
 - (1) 種類 薩摩川内都市計画特別用途地区
 - (2) 名称 複合系市街地形成促進地区
- 2 関係図書の縦覧場所
鹿児島県土木部都市計画課

鹿児島地域振興局告示第10号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の19第2項の規定により、指定障害児通所支援事業者から次のとおり指定通所支援の事業の廃止の届出があった。

平成29年4月11日

鹿児島地域振興局長 本田勝規

事業所		指定障害児通所支援事業者			廃止年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
子ども家庭支援センターゆめわかば	鹿児島市吉野町6063番18	社会福祉法人麦の芽福祉会	鹿児島市川上町680番3	内田 芳夫	平成29年3月31日	児童発達支援
いちき串木野市療育園	いちき串木野市栄町16番地	いちき串木野市	いちき串木野市昭和通133番地1	田畑 誠一	平成29年3月31日	児童発達支援

鹿児島地域振興局告示第11号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成29年4月11日

鹿児島地域振興局長 本田勝規

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
大渦屋	日置市伊集院町妙円寺一丁目64番地3	社会福祉法人大渦福祉会	日置市伊集院町妙円寺一丁目64番地1	渦山 康博	平成29年4月1日	就労継続支援B型

南薩地域振興局告示第3号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成29年4月11日

南薩地域振興局長 森山健二

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
障害者支援センターすてっぷ	南九州市穎娃町御領7483番地	社会福祉法人更生会	南九州市穎娃町別府4710番地6	中村 邦彦	平成29年4月1日	就労継続支援B型

始良・伊佐地域振興局告示第11号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

平成29年4月11日

始良・伊佐地域振興局長 下村一彦

事業所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
指定障害福祉サービス事業所心との郷	霧島市国分剣之宇都町179番1	株式会社心和	霧島市隼人町真孝149番地1	福田 信子	平成29年3月31日	就労移行支援

大島支庁告示第3号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成29年4月11日

大島支庁長 鎮寺裕人

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
あまみふりー	奄美市名瀬朝日町1番地1	あまみふりー株式会社	奄美市名瀬朝日町1番地1	田中 和夫	平成29年4月1日	就労継続支援A型

公 告**開発行為に関する工事の完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成29年4月11日

鹿児島県知事 三反園訓

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
大島郡喜界町大字赤連字上原スク104番2，105番1，105番3，141番1，142番3及び173番2並びに大字湾字大石垣1829番，1830番，1831番及び1832番1
- 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名
大島郡喜界町大字湾1746番地
喜界町長 川島健勇

人事委員会公告**鹿児島県職員採用試験公告**

平成29年度鹿児島県職員採用試験を次のとおり実施する。

平成29年4月11日

鹿児島県人事委員会委員長 平田浩和

1 試験名，試験区分，採用予定人員及び主な職務内容

試験名	試験区分	採用予定人員	主な職務内容	
上 級	総合行政	41名 (うち土木選 択は5名)	知事部局における事務（土木選択は，土木部門を中心とする事務）	
	警察事務	2名	警察本部（警察署を含む。）における事務	
	心 理	2名	知事部局におけるそれぞれの専門的業務	
	農 業	10名		
	畜 産	5名		
	農業土木	4名		
	林 業	5名		
	水 産	2名		
	建 築	2名		
	化 学 I	1名		
	化 学 II	1名		
	栄 養 士	1名		
	保 健 師	9名		
民間企業等 職務経験者	行 政	10名	知事部局における事務	
	U I タ ー ン 枠	農 業	2名	知事部局におけるそれぞれの専門的業務
		畜 産	1名	
		林 業	2名	
		水 産	2名	
		土 木	2名	
中 級	一般事務	後 日 発 表	知事部局における事務	
	教育事務		市町村立小・中学校等における事務	
	土 木		知事部局における専門的業務	
初 級	一般事務	後 日 発 表	知事部局又は教育委員会（県立学校等を含む。）における事務	
	警察事務		警察本部（警察署を含む。）における事務	
	農業土木		知事部局におけるそれぞれの専門的業務	
	林 業			
	土 木			
建 築				

2 受験資格

(1) 次に該当する者

試験名	受 験 資 格
上 級	ア 昭和63年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた者。ただし，保健師は昭和63年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた者 イ 平成8年4月2日以降に生まれた者で，学校教育法による大学（4年制以上のもの）を卒業した者若しくは平成30年3月末までに卒業見込みの者又はこれらと同等の資格があると人事委員会が認める者
	「行政」は次のア及びイの条件を，「UIターン枠（農業，畜産，林業，水産，土木）」は次のア及びウの条件を満たすこと。

民間企業等 職務経験者	ア 昭和53年4月2日から昭和63年4月1日までに生まれた者 イ 民間企業等における職務経験を5年以上有する者（平成29年3月31日現在） ウ 鹿児島県外に本庁・本社等所在地を置く公的機関や民間企業等における各専門分野の職務経験を5年以上有する者（平成29年3月31日現在）
中 級	平成2年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた者
初 級	平成8年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた者

(2) 次の試験区分にあつては、それぞれ当該右欄に掲げる免許又は資格を必要とする。

試験区分	免 許 又 は 資 格
化 学 Ⅱ	食品衛生監視員の任用資格取得者又は平成30年3月31日までに取得見込みの者
栄 養 士	栄養士の免許取得者又は平成30年3月31日までに行われる国家試験により取得見込みの者
保 健 師	保健師の免許取得者又は平成30年3月31日までに行われる国家試験により取得見込みの者

(3) 次のいずれかに該当する者は受験できない。

- ア 日本の国籍を有しない者（栄養士及び保健師を除く。）
- イ 成年被後見人又は被保佐人（民法の一部を改正する法律の規定により従前の例によることとされる準禁治産者を含む。）
- ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- エ 鹿児島県職員（教育事務の受験者にあつては、鹿児島県職員又は鹿児島県の県費負担教職員）として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- オ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- カ 現に公務員である者（民間企業等職務経験者職員採用試験「行政」受験者に限る。）
- キ 現に鹿児島県内に本庁・本社等所在地を置く公的機関や民間企業等の職員等である者（民間企業等職務経験者職員採用試験「UIターン枠」受験者に限る。）

3 試験の方法、時期及び場所

(1) 第1次試験

試験名	試験日	試験地	試験種目	合格発表
上 級	平成29年6月25日（日）	鹿児島市 東京都	教養試験，専門試験（注1）， エントリーシート（注2）	平成29年7月7日（金）
民間企業等 職務経験者	平成29年8月20日（日）	鹿児島市 東京都	行政 U I タ ン 枠 教養試験，経験論文試験， エントリーシート（注2） 職務基礎力試験（教養試験， 適性検査（注3））， 専門試験，経験論文試験， エントリーシート（注2）	平成29年9月22日（金）
中 級	平成29年9月24日（日）	鹿児島市	教養試験，専門試験，エント リーシート（注2）	平成29年9月29日（金）
初 級			教養試験，専門試験（注4）， エントリーシート（注2）	

（注1）専門試験は、栄養士及び保健師は実施しない。

（注2）エントリーシートは、第2次試験の面接試験においても使用する。

（注3）適性検査の結果は、第2次試験の対象者のみ、第2次試験で実施する適性検査の結果と併せて第2次試験の参考とする。

（注4）専門試験は、農業土木、林業、土木、建築で実施。

(2) 第2次試験

試験名	試験日	試験地	試験種目	合格発表
上 級	平成29年7月下旬から8月上旬	鹿 児 島 市	論文試験（注1）、専門試験（注2）、面接試験、適性検査	平成29年8月中旬
民間企業等 職務経験者	平成29年11月中旬から下旬		面接試験、適性検査	平成29年12月中旬
中 級	平成29年10月中旬から10月下旬		論文試験（注3）、専門試験（注4）、面接試験、適性検査	平成29年11月上旬
初 級	下旬		作文試験、面接試験、適性検査	

（注1）論文試験は、総合行政、警察事務、栄養士、保健師で実施。

（注2）専門試験は、心理、農業、畜産、農業土木、林業、水産、建築、化学Ⅰ、化学Ⅱで実施。

（注3）論文試験は、一般事務及び教育事務で実施。

（注4）専門試験は、土木で実施。

4 受験申込手続等

(1) インターネットによる受験申込み

申込受付期間	上 級	平成29年5月8日（月）午前8時30分から同月22日（月）午後5時15分までに鹿児島県電子申請共同運営システムのサーバーに到達したものとする。
	民間企業等 職務経験者	平成29年7月3日（月）午前8時30分から同月17日（月）午後5時15分までに鹿児島県電子申請共同運営システムのサーバーに到達したものとする。
	中 級	平成29年8月9日（水）午前8時30分から同月23日（水）午後5時15分までに鹿児島県電子申請共同運営システムのサーバーに到達したものとする。
	初 級	
受験申込方法	鹿児島県のホームページ（ http://www.pref.kagoshima.jp/ ）において、必要な事項を入力し、申し込むこと。	

(2) 郵送又は持参による受験申込み

	上 級	民間企業等 職務経験者	中 級	初 級
受験申込書 配布開始日	平成29年4月20日（木）		平成29年6月30日（金）	
申込受付期間	平成29年5月8日（月）から同月24日（水）まで	平成29年7月3日（月）から同月19日（水）まで	平成29年8月9日（水）から同月25日（金）まで	
受験申込書の 請 求 先	鹿児島県人事委員会事務局、県の各地域振興局総務企画部、各支庁総務企画部及び県外事務所等。ただし、郵送での請求は、鹿児島県人事委員会事務局のみで受け付ける。			
受験申込方法	ア 受験申込書に必要な事項を記入して提出すること。 イ 受験申込みは、一試験につき一試験区分に限る。 ウ 受験申込書の受理後における試験区分及び試験地の変更は認めない。 エ 郵送の場合は、必ず簡易書留郵便にすること。			
受験申込先	鹿児島県人事委員会事務局総務課			

5 採用候補者名簿の作成方法

(1) 最終合格者は、試験区分ごとに作成する採用候補者名簿に成績順に登載される。

(2) 採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定の日から原則として1年間である。

6 給与

(1) 上級、中級及び初級試験

給与は、鹿児島県職員の給与に関する条例等に基づき支給される。

平成29年4月1日に適用されている現行条例によれば、行政職給料表では、基準となる給料月額下表のとおりとなり、職務経験等のある場合には、この額に一定の基準で加算されることがある。このほか、通勤手当、住居手当、超過勤務手当、期末手当、勤勉手当等が、それぞれの手当支給条件に応じて支給される。

上 級	178,600円
中 級	159,200円
初 級	146,500円

(2) 民間企業等職務経験者職員採用試験

給与は、鹿児島県職員の給与に関する条例等に基づき支給される。

例えば、採用時の年齢が30歳で、大学卒業後民間企業等における職務経験が8年の場合、給料月額240,000円程度が支給される。このほか、通勤手当、住居手当、超過勤務手当、期末手当、勤勉手当等が、それぞれの手当支給条件に応じて支給される。

7 その他

各試験の詳細については、別に試験案内を交付する。

8 問合せ先

鹿児島県人事委員会事務局

郵便番号 890-8577

鹿児島市鴨池新町10番1号 県庁（行政庁舎）12階

電話（直通）099-286-3893, 099-286-3894

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第39号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

平成29年4月11日

鹿児島県公安委員会委員長 野田健太郎

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	CRAぱちんこ真田純勇士～V i c t o r y～萌N3-K	株式会社ニューギン	7P0075
ぱちんこ遊技機	CRキューティーハニーS-K	株式会社ニューギン	7P0147
ぱちんこ遊技機	CRジェットアローⅡ号β	株式会社ジェイビー	7P0143
ぱちんこ遊技機	CRリング 終焉ノ刻FPUX	株式会社藤商事	7P0223